

### 第3節 津波災害予防対策の推進

関係機関	公民協働推進室、都市整備室
------	---------------

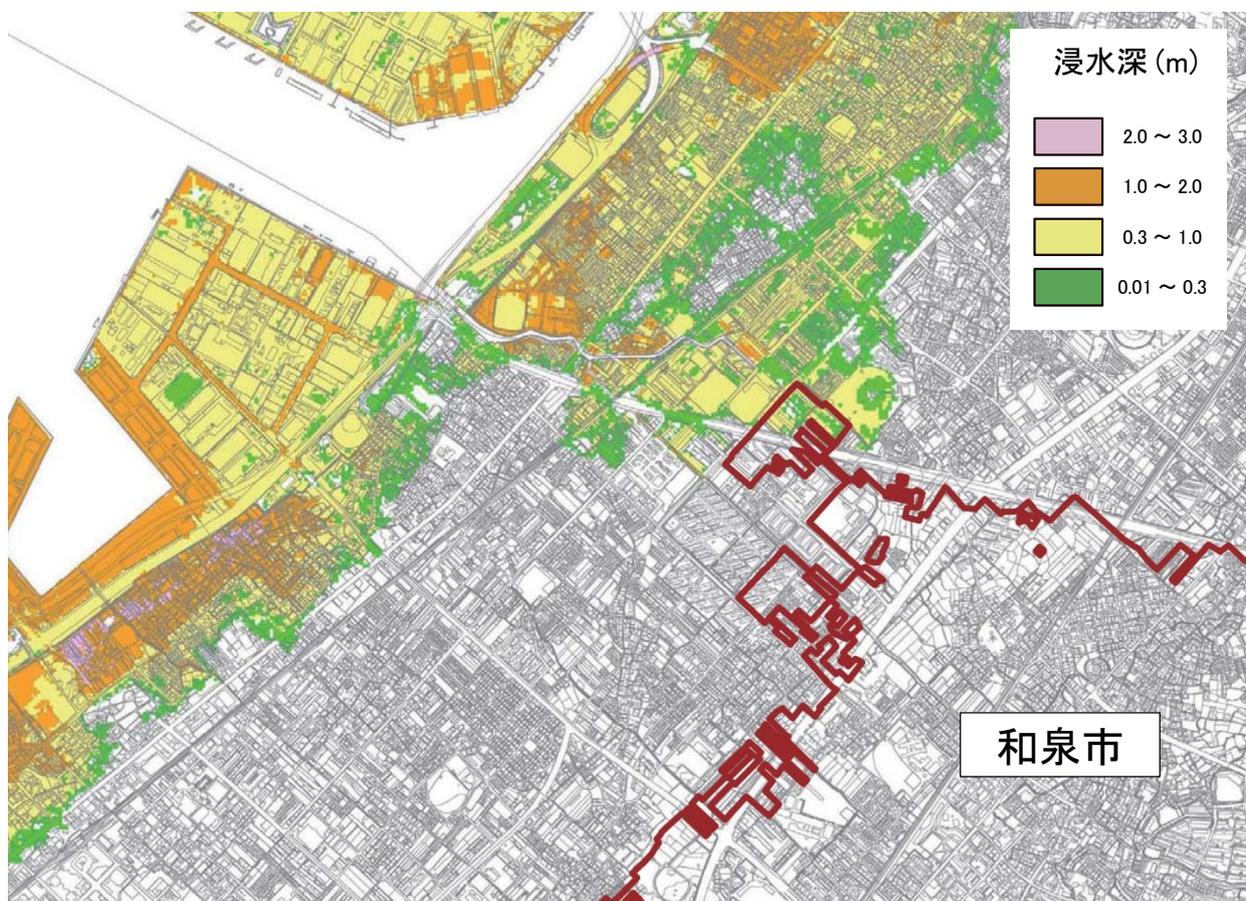
#### 第1 想定される津波浸水域と対策の基本的考え方

府が平成25年度に実施した南海トラフ巨大地震の想定津波浸水域は次図に示すとおりであり、本市では、葛の葉町三丁目の一部区域（約2ha）が浸水することが想定されている。

したがって、当該地域を中心に、府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るなどのソフト対策を講じる。

また、最大クラスの津波発生時は、近隣の沿岸市町からの避難者が多く発生することが想定されることから、府や沿岸市町と連携し、市域外の津波避難者の受入れ対策を講じておく。

図 南海トラフ巨大地震の津波浸水域



#### 第2 津波から「逃げる」ための総合的な対策

市は、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路を確保するなど、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。

## 1 津波に対する知識の普及・啓発

### (1) 津波に対する基本的事項

- ア 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであつても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所（垂直移動）や標高の高い地域（水平移動）に避難すること
- イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること
- エ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- オ 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと
- カ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること
- キ 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること
- ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など津波に関すること
- ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等の精度には、一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること

### (2) 教育機関における防災教育

旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育の実施に努める。

### (3) 住民等への普及・啓発

- ア 府の津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知する。
- イ 津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、住民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討するとともに、府は作成に際しては技術的支援を行う。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。
- ウ 今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所や避難路の位置などをまちの必要な場所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民や観光客等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを行う。

## 2 津波避難誘導

市は、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた「津波避難等マニュアル」を作成する。

## 3 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

市は、府、近隣市町、防災関係機関等と連携し、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練の実施に努める。

## 4 避難関連施設の整備

### (1) 避難場所の整備

市は、指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者

---

の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であつて、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

(2) 避難路等の整備

市は、施設管理者と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に  
じ、適宜、避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のた  
めの工夫・改善に努める。なお避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車  
両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

第3 避難者受入れ計画の策定

市は、市域外の沿岸市町からの津波による避難者を受入れることを想定し、津波避難者受入れ計画を  
策定するよう努める。